

一 上卷 鎌足 伝

家伝卷上 太師

かてんかみのまき たいし

二

内大臣謹鎌足字仲郎大倭国高市

うちのおほおみ いみな かまたり あきな ちゅうろう やまとのくにたけちの

三

郡人也其先出自天兒屋根命世掌

こほり ひと そ さき あめのこやねのみこと い よよ

四

天地之祭相和人神之間仍命其氏

てんち まつり つかさど じんしん あひたあ わ により そ

五

曰太中臣美氣祐卿之長子也母曰

おほなかとみ い みけこのまへつきみ このかみ はは

六

大伴夫人太臣以豊御炊天皇卅四

おほとものおほてい い おほきみ とよみけかしきのすめらみことののみまじふし

七

年歳次甲戌生於藤原之第初太  
年歳次甲戌を以て、藤原の第に生まれき。初め大

八

臣在孕而哭声聞於外十有二月乃  
臣孕に在りて、哭く声外に聞こえき。十有二月にして乃ち

九

誕外祖母語夫人曰汝兒懷任之月  
生まれき。外祖母、夫人に語りて曰ひしく、「汝、兒を懷任める月、

一〇

与常人異非凡之子必有神功夫人  
常の人と異なり。非凡の子、必ず神功有るらむ」といひき。夫人も

一一

心異之將誕無苦不覺安生太臣性  
心に異しみき。誕まむとするに苦しみ無かりき。覚えずして安く生みき。大臣、

性

一二

仁孝聰明叡哲玄鑑深遠幼年好  
仁孝、聰明叡哲にして、玄鑑深遠なり。幼年にして

一三

学博涉書伝每読太公六韜未嘗  
学を好み、博く書伝に涉りき。毎に大公の六韜を読み、嘗て

一四

不反覆誦之為人偉雅風姿特秀  
反覆して誦せぬはあらず。為人偉しく雅かにして、風姿特に秀れたり。

一五

前看若偃後見如伏或語云雄壮丈  
前より看れば偃ぐが若く、後より見れば伏すが如し。或るひと語りて云ひしく、  
「雄壮なる丈」

一六

夫一人恒從公行也太臣聞此辞而窃  
夫一人、恒に公が行くに從へり」といひき。大臣此の辞を聞きて、窃かに

一七

自負之識者属心名譽曰弘寵幸  
自ら負みき。識者心を属け、名譽日に弘まれり。寵幸の

一八

近臣宗我桮作威福自己權勢傾朝  
近臣宗我桮作、自己に威福せしめ、權勢朝を傾けむとす。

一九

咄咄指麾無不靡者但見太臣自肅

咄咄し指麾するに、靡かぬ者無し。但、大臣を見れば、自ら肅

二〇

如也心常恠之嘗群公子咸集于旻

如なり。心に常に恠しめり。嘗、群公の子、咸、旻

二一

法師之堂読周易焉大臣後至椀

法師の堂に集ひて、『周易』を読みき。大臣後れて至るに、椀

二二

作起立杭礼俱坐講訖將散旻法

作起立ちて杭礼して俱に坐き。講し訖りて散けむとするに、旻法

二三

師擊目留矣因語太臣云入吾堂者

師撃目して留めき。因て大臣に語りて云ひしく、「吾が堂に入る者、

二四

無如宗我太郎但公神識奇相実勝

宗我太郎に如くは無し。但、公神識奇相にして、実に

二五

此人願深自愛及崗本天皇御宇之初

此の人に勝れり。願はくは深く自愛せよ」といひき。崗本天皇の御宇の初めに及りて、

以良家子簡授錦冠令嗣宗業固辞不

良き家の子を以て、簡ひて錦冠を授け、宗業を嗣がしめき。固く辞びて

受歸去三嶋之別業養素丘園高尚

受けず、三嶋の別業に帰り去きき。素を丘園に養ひ、其の事を

其事俄而崗本天皇崩皇后即位王室

高く尚びき。俄にして崗本天皇崩りたひき。皇后位に即きたまひき。

王室

衰微政不自君太臣窃慷慨之于時輕

衰微へて、政君に自らなりき。大臣窃かに懐み慨けり。時に、輕

皇子患脚不朝太臣曾善於輕皇子宿

皇子、脚を患ひて朝せざりき。大臣、曾より輕皇子に善かりき。宿

故詣彼宮而侍宿相与言談終夜忘

故、彼の宮に詣でて侍宿す。相ひ与に言談らふこと終夜にして、疲るることを

疲輕皇子即知雄略宏遠智計過人

忘る。輕皇子、即ち雄略宏遠にして、智計人に過ぎたるを知り、

三三

計特重礼遇令得其交專使寵妃

特に礼遇を重くして、其の交を得しめむと計りたまふ。専ら寵妃をして、

三四

朝夕侍養居処飲食甚異常人太臣

朝夕に侍養せしめたまふ。居処飲食、甚常の人に異なり。大臣、

三五

既感恩待潜告所親舍人曰殊蒙厚

既に恩待に感けて、潜かに親しめる舍人に告げて曰はく、「殊に厚き

三六

恩良過所望豈無令汝君為帝皇邪

恩を蒙ること、良に望む所に過ぎたり。豈汝が君をして帝皇とあらしむること

無けむや」といふ。

三七

君子不食言遂見其行舍人伝語於輕

君子食言せず、遂に其の行に見れり。舍人、語を輕

三八

皇々子々大悦然皇子器量不足与謀大

皇子に伝へまつるに、皇子大きに悦びたまひき。然るに皇子の器量、与に大事を謀るに

三九

事更欲扱君歴見王宗唯中大兄雄

足らざりき。更に君を扱はむと欲ひ、歴く王宗を見るに、唯中大兄のみ雄

四〇

略英徹可与撥乱而無由参謁儻

略英徹にして、与に乱を撥むべくありき。而るに参謁する由無かりき。儻

四一

遇于蹴鞠之庭中大兄皮鞋随毬

鞠を蹴つる庭に遇ひしに、中大兄の皮鞋、毬の随に

四二

放落太臣取捧中大兄敬受之白兹

放れ落ちき。大臣取りて捧げまつるに、中大兄敬ひて受けたまひき。兹より

四三

相善俱為魚水後岡本天皇二年

相ひ善みして、俱に魚水とありき。後 岡本天 皇二年

四四

歳次癸卯冬十月宗我入鹿与諸王

歳次癸卯冬十月に、宗我入鹿、諸王子と

四五

子共謀欲害上宮太子之男山背大  
共に謀りて、上宮太子の男、山背大

四六

兄等曰山背大兄吾家所生明德惟  
兄等を害はむと欲ひて曰ひしく、「山背大兄は吾が家に生まれき。明德惟れ

四七

馨聖化猶余崗本天皇嗣位之時諸  
馨り、聖化猶余れり。崗本天皇、位を嗣ぎたまひし時、諸

四八

臣云々舅甥有隙亦依誅坂合部臣  
臣云ひて、『舅・甥、隙有り』と云ふ。また、坂合部臣

四九

摩理勢怨望已深方今天子崩殂  
摩理勢を誅せるに依りて、怨望已に深し。方に今、天子崩殂りたまひて、

五〇

皇后臨朝心必不安焉無乱乎不  
皇后朝に臨みたまふ。心必ずしも安くあらず。焉ぞ乱無けむ。

五一

忍外甥之親以成国家之計諸王然



外甥の親を忍びず、以て国家の計を成さむ」といひき。諸王然

五二

諾但恐不従害及於身所以共許也

諾したがひき。但ただ、従したがはずは、害がい身に及およぶを恐おそれり、共ともに許ゆるす所以ゆゑなり。

五三

以某月日遂誅山背大兄於斑鳩

某それの月日つきひを以もつて、遂つひに山背大兄やましろのおほえを斑鳩いかるが

五四

之寺識者傷之父豊浦大臣愠曰

の寺てらに誅ころしまつりき。識ものしる者傷むみき。父ちち、豊浦大臣愠とよののおほみいりて曰いひしく、

五五

桉作如爾癡人何処有哉吾宗將滅

「桉作くらつくり、爾いましが如ごとき癡あやかなる人ひとは、何処いづくにか有あらむ。吾わが宗滅しほひびむとす」といひき。

五六

憂不自勝桉作以為已除骨鯁方無

憂うれふること自おのづから勝たへざりき。桉作くらつくり以もつて、己すでに骨鯁ほねのきを除のぞき、方まに

五七

後悔安漢詭譎徐顯於朝董卓暴

後のち悔くめること無なし「とおもへり。漢かんの詭譎くわいこを安やすみすること、徐ちく朝あしたに顯あれむと  
するに、董卓たうたくの

五八

慢既行於国於是中大兄謂太臣曰

暴慢、既に国に行はれたり。是に、中大兄、大臣に謂りて曰ひたまひしく、

五九

王政出自大夫周鼎将移季氏公如

「王の政、大夫より出でて、周の鼎、季氏に移らむとす。公如

六〇

之何願陳奇策太臣具述撥乱反正

之何にかせむ。願はくは奇策を陳べよ」といひたまひき。大臣具さに乱を撥め反  
を正す

六一

之謀中大兄悦曰誠吾之子房也太

謀を述べ。中大兄、悦びて曰ひたまはく、「誠に吾が子房なり」といひたまふ。

六二

臣欲求勢門之佐陰探桀作之隙乃

臣、勢門の佐を求めむと欲ふ。陰かに桀作の隙を探るに、乃ち

六三

知山田臣与桀作相忌白中大兄曰察

山田臣と桀作と相ひ忌むことを知る。中大兄に白して曰はく、

山田臣之為人剛毅果敢威望亦高

「やまだのおみ ひととなり み山田臣の為人を察るに、たけ いさま剛毅く果敢しく、ゐばつ たか威望また高し。

若得其意事必須成請先作婚姻

も そ若し其の意を得ば、ことかなら な事必ず成るべし。こ請はくは、ま先ず婚むこ

之昵然後布心腹之策中大兄従之

しひと むつび な姻の昵を作し、しか然して後に、しむぶく心腹の策はかりてを布くべし」といふ。なかのおほえしたが中大兄従ひたま

ひき。

遂聘女于山田臣之家山田臣許之

つひ遂に、やまだのおみ いへ山田臣の家に聘女ひたまふに、やまだのおみゆめ山田臣許しまつりき。

及于三春忽至百両新迎其弟武蔵

さむしゆんたちま及于三春忽いたに至り、はくりやうあひ百両新むかたに迎ふるに及びて、そ其の弟おとひとむか武蔵、

挑女将去山田臣憂惶不知所為少

むすめあいら女を挑あへて将まて去りき。やまだのおみうれ山田臣憂かしこへ惶せり、すへ為む所を知らず。お少

女在傍見父愁色問曰何悔之甚父

女傍むすめかたはらに在り。父ちちの愁うれふる色いろを見て、問とひて曰いはく、「何なにぞ悔くいたまふこと甚はなはたしき」といふ。父ちち、

七一

陳其由少女曰妾雖無西施之貌当

其その由ゆゑを陳のぶ。少女おとむすめ曰いはく、「妾われ、西施せいしの貌かほはせな無なしと雖いへども、

七二

有媒姆之情願以妾納之其父大悦

媒姆ほほの情じやう有あるべし。願ねがはくは妾われを以もて納をめたまへ」といふ。其その父ちち、大おほきに悦よろこびて、

七三

終進少女中大兄怒武蔵之無礼将

終つひに少女おとむすめを進たてまつる。中大兄なかのおほえ、武蔵むさしの礼みやなきことを怒いかり、

七四

行刑戮大臣諫曰既定天下之大事何

刑戮けいりくを行おこはむとす。大臣おほおみ諫いさめて曰いひしく、「既すでに天下あめのしたの大おほきなる事ことを定さだめつ。何なにぞ

七五

忿家中之小過中大兄即止矣然後

家いへの中うちの小ちひさき過あやまちを忿いかたまふ」といひき。中大兄なかのおほえ、即すなはち止やめたまひき。然しかして後のちに、

七六

大臣徐説山田臣曰太郎暴逆人神

大臣、徐山田臣に説きて曰ひしく、「太郎の暴逆なること、人・神

七七

咸怨若同惡相濟者必有夷宗之

咸怨む。若し同惡相ひ濟はば、必ずや宗を夷す

七八

禍公慎察之山田臣曰吾亦思之敬

禍有らむ。公、慎しみて察めたまへ」といひき。山田臣曰ひしく、「吾もまた思へり。敬しみて

七九

從命焉遂共定策即欲拳兵中大

命に従はむ」遂に共に策を定む。即ち、兵を拳げむと欲ふ。中大

八〇

兄曰欲以情告恐計不成不告將默

兄曰ひたまはく、「情を以て告げむと欲へども、計成らざらむことを恐る。告げずして黙さむとすれども、

八一

又慮驚帝臣子之理何合於義群

また、帝を驚かしまつることを慮ふ。臣子の理、何ぞ義に合はむ。群

公等為吾陳說太臣対曰臣子之行

公等、吾が為に説を陳べよ」といひたまふ。大臣対へて曰はく、「臣子の行は、

惟忠与孝忠孝之道全国興宗縦

惟れ忠と孝となり。忠孝の道は、国を全くし、宗を興すにあり。縦

使皇綱紊絶洪基頽壞不孝不忠

使、皇綱紊れ絶え、洪基頽れ壞れなば、孝にあらず忠にあらぬこと、

莫過於此中大兄曰吾成敗在汝々

此に過ぐつは莫し」といふ。中大兄曰ひたまはく、「吾が成敗は汝に在り。汝

宜努力太臣於是薦佐伯連古麻呂

努力むべし」といひたまふ。大臣、是に、佐伯連古麻呂・

稚犬養連網田曰武勇強断膺

稚犬養 連網田を薦めて曰ひしく、「武勇く強断くして、膺

力扛鼎須予大事但二人耳中大兄従

力は鼎を扛ぐ。大事にやるべきは、但二人のみ」といひき。中大兄、従ひやまひ

八九

之後岡本天皇四年歲次乙巳夏

き。後 岡本天皇四年歲次乙巳夏

九〇

六月中大兄詐唱三韓上表時人以爲

と 六月に、中大兄詐りて三韓表を上れりと唱へたまひき。時の人信に然なり

九一

信然於是謂山田臣曰三韓表文使

て 以爲へり。是に、山田臣に謂りて曰ひたまひしく、「三韓の表文は、公をし

九二

公読白乘其之怠擬殺入鹿山田臣

臣 読み白さしむ。其の怠ひに乗りて、入鹿を殺さむと擬ふ」といひたまひき。山田

九三

許之策既定矣戊申帝臨軒古人大

許しまつりき。策 既に定れり。戊申に、帝軒に臨みたまひき。古人大

九四

兄侍焉使舍人急喚入々鹿々起立  
兄侍りたまふ。舍人をして急に入鹿を喚さしめたまふ。入鹿、起立ちて

九五

著履々三廻不著入鹿心忌之将還衍  
履を著かむとするに、履三たび廻りて著かず。入鹿心に忌む。還らむとして衍

九六

徨舍人頻喚不得已而馳参大臣嘗  
徨む。舍人頻に喚す。已むこと得ずして馳せ参る。大臣嘗より

九七

知入鹿多疑昼夜持剣預教俳優  
入鹿疑ふこと多くして、昼夜剣持けることを知れり。預め俳優に教へて、

九八

方便令解入鹿咲而解剣参入侍座  
方便りて令かしまむ。入鹿咲ひて剣を解き、参入りて座に侍り。

九九

山田臣進読三韓表文於是中大兄  
山田臣進みて三韓の表文を読む。是に、中大兄

一〇〇

命衛門府一時俱閉十二通門時中



衛門府に命せて、一時に俱十、二の通門を閉ぢたまふ。時に中

一〇一

大兄自執長槍隱於殿側大臣持弓

大兄、自ら長き槍を執りて、殿の側に隠りたまふ。大臣弓

一〇二

矢為翼衛賜箱中両劍於佐伯連

矢を持ちて、翼け衛らむとす。箱の中の両の劍を佐伯連

一〇三

古麻呂稚犬養連網田曰努々力々一箇

古麻呂・稚犬養 連網田に賜ひて曰ひたまはく、「努力努力、一箇に

一〇四

打殺以水送飯咽而反吐大臣嘖使

打ち殺せ」といひたまふ。水を以て送飯くに、咽せて反吐だす。大臣嘖めて

一〇五

使勤励山田臣恐表文将尽古麻

勤め励ましむ。山田臣、表文尽きなむとするに、古麻

一〇六

呂等猶未来而流汗浹身乱声動

呂ら猶来ぬことを恐りて、流づる汗身に浹くして、声乱れ手

一〇七

手鞍作恠問曰何故慄戦山田臣曰

動く。鞍作恠びて問ひて曰はく、「何の故にか慄ひ戦く」といふ。山田臣曰は

一〇八

近侍御前不覚流汗中大兄見古

「御前に近く侍れば、覚えずして汗流づ」といふ。中大兄、古

一〇九

麻呂等畏入鹿威便旋不进咄嗟

麻呂ら、入鹿が威を畏りて、便旋りて進まぬを見て、「咄嗟」と

一一〇

之即与古麻呂出其不意以劍打傷

いひたまふ。即ち古麻呂と与に、其の不意に出で、劍を以て

一一一

入鹿頭肩入鹿驚起古麻呂運手

入鹿が頭・肩を打ち傷る。入鹿驚きて起つ。古麻呂手を運らし

一一二

揮劍斬其一脚入鹿起就御座叩

劍を揮きて、其の一脚を斬る。入鹿起ちて御座に就きて、叩

一一三

頭曰臣不知罪乞垂審察天皇大

頭みて曰さく、「臣罪を知らず、乞はくは、審察を垂れたまへ」天皇大きに

一一四

驚詔中大兄曰不知所作有何事邪

驚きて、中大兄に詔して曰ひたまはく、「作す所を知らず、何事が有る」といひたまふ。

一一五

中大兄伏地奏曰鞍作尽滅王宗將

中大兄地に伏して奏して曰ひたまはく、「鞍作、尽く王宗を滅して、

一一六

傾天位豈以帝子代鞍作乎天皇起

天位を傾けむとす。豈帝子を以て、鞍作に代へむや」といひたまふ。天皇起ちて

一一七

入於殿中古麻呂等遂誅鞍作焉

殿の中に入りたまふ。古麻呂ら、遂に鞍作を誅しつ。

一一八

是日雨下潦水溢庭以席障子掩

是の日に雨下りて、潦水庭に溢れたり。席障子を以て、

一一九

鞍作屍也時論以為応天誅逆而

鞍作が屍くらつくり しにかばねに掩おほひき。時ときのひと論おげつちひて以為へらく、「天てんにしたが応おひて逆そむくひとを誅ころせり」とおもへり。而れども

一一〇

豊浦大臣猶在狡賊未平即入法

豊浦大臣猶とゆらのおほおみなほ在あ狡賊未平即入法あたのともがらしたが すなは ほう

一一一

興寺為城以備非常公卿大夫悉

興寺こうじにい入いりて、城きとして非常ひじょうに備そなへたまふ。公卿大夫まへつきみたち、悉ことごとく

一一二

皆隨焉使人賜鞍作屍於豊浦大

皆みな隨したがひ、人ひとをして鞍作が屍くらつくり しにかばねを豊浦大

一一三

臣於是漢直等摠聚族党環甲

臣おみに賜たまはしむ。是こゝに、漢あやのあたひ直ちら、族党やからを摠すへ聚あつめ、甲よろひを環き

一一四

持兵將助大臣分設軍陳中大兄

兵つばものをもちて、大臣おほおみを助たすけむとして、軍陳いくきを分わかち設まぐ。中大兄なかのおほえ

一一五

使臣勢臣徳陀告曰吾家国之事

臣勢臣徳陀を使はして告げしめて曰ひたまはく、「吾が家国の事、

一一六

不依汝等何為違天抗捍自取族滅

汝らに依らず。何為ぞ天に違ひて抗き捍み、自ら族の滅ぶことを取る

一一七

哉賊党高向臣国押謂漢直等曰

といひたまふ。賊の党 高向 臣国押、漢 直らに謂りて曰ひこく、

一一八

吾君太郎已被誅戮大臣徒然待

「吾が君太郎、已に誅戮されぬ。大臣も徒然に

一一九

其誅決耳為誰空戦尽被刑乎言

其の誅されむことを待つこと決し。誰が為にか空しく戦ひて、尽く刑せられむ」といひき。言ひ

一二〇

畢奔走賊徒亦散己酉豊浦大臣

畢りて奔走り走げき。賊の徒 もまた散けぬ。己酉に、豊浦大臣

一二一

蝦夷自尽于其第氛沴滌除豺狼

蝦夷、自ら其の第に尽にき。氛沴滌き除はれ、豺狼

一三三

竄伏人々喜躍皆称万歳中大兄

かく 人々喜び躍り、皆万歳を称へき。中大兄

一三三三

歎曰絶綱更振頽運復興者実公

ほ 歎めて曰ひたまひしく、「絶えなむとする綱更に振ひ、頽へなむとする運復興るは、実に公

一三四

之力也大臣曰是依聖德非臣之功

ちから の力なり」といひたまひき。大臣曰ひしく、「是れ聖徳に依れり。臣の功にはあらず。

一三五

衆咸服不其自伐焉庚戌天豊財

もろもろしたが 衆咸服へるは、其れ自ら伐つにはあらず」といひき。庚戌に、天豊財

一三六

重日足姫天皇欲伝位於中大々兄

いかしひたらしひめのすめらみこと 重日足 姫天皇、位を中大兄に伝へむと欲しき。中大

一三七

々諮於大臣对曰古人大兄殿下之兄

え 兄、大臣に諮るに、对へて曰さく、「古人大兄は殿下の兄

也輕万徳王殿下之舅也方今越古

なり。輕かるのまたくわつ万徳王は殿下きみの舅おぢなり。方まはらに今いま、古ふる

人大兄而殿下陟天皇位便偉人弟

人大兄ひとおほえを越こえて、殿下きみ天皇位すめらみことのみくらゐに陟のぼらば、便すなはち人の弟おとひと

恭遜之心且立舅以答民望不亦可

恭つつしみ遜したがふ心に違ちがはむ。且しまらく舅おぢを立てて民たの望ねがひに答かなはば、また可よからず

乎中大兄従之密以白帝々々以策書

乎こゝ中大兄なかのおほえ従したがひたまふ。密ひそかに帝みかどに白まをしたまふ。帝みかど、策おほみことのみ書もを以もち

禅位于輕皇子是為天万豊日天

位みくらゐを輕皇子かるのみこに禅ゆづりたまふ。是こゝれ、天万豊日天あめよろひとよひのすめら

皇実大臣之本意也識者云君子

皇みこととあり。実まことに大臣おほおみの本意ほんいなり。識し者ものしるひと云いはく、「君子くんしは

不食言見于今日矣奉号於天豊財

食言せず。今日に見れり」といふ。天豊財

一四五

重日天皇曰皇祖母尊以中大兄為

重日天皇 皇に号を奉りて、皇祖母尊と曰す。中大兄以て

一四六

皇太子改元為大化詔曰社稷獲

皇太子とす。元を改めて大化とす。詔して曰はく、「社稷

一四七

安寔頼公力車書同軌抑又此挙仍

安きを獲るは、寔に公の力に頼れり。車書、軌を同じくするは、抑また此の挙に

あり。仍て

一四八

拜大錦冠授内臣封二千戸軍国機

大錦 冠に拜して内臣を授け、二千戸を封す。軍国の機

一四九

要任公処分大臣訪求林藪搜揚

要は公の処分に任せむ」とのたまふ。大臣、林藪に訪ひ求めて、仄陋を

一五〇

仄陋人得其官野無遺材所以九官



捜り揚げき。人其の官を得て、野に遺材無かりき。所以に、九官

一五一

克序五品咸諧白鳳五年秋八月

克く序ぎ、五品咸諧へり。白鳳五年秋八月に、

一五二

詔曰尚道任賢先王彝則褒功報

詔して曰ひしく、「道を尚びて賢を任くることは、先王の彝則なり。功を褒めて

一五三

徳聖人格言其大錦冠内臣中臣

徳に報ゆることは、聖人の格言なり。其れ大錦冠内臣中臣

一五四

連功侷建内宿禰位未允民之望超

連は、功、建内宿禰に侷ぶとも、位民の望ひに允はず。超えて

一五五

拝紫冠増封八千戸俄而天万豊日

紫冠に拝して、封八千戸を増す」とのたまひき。俄にして天万豊

一五六

天皇已厭万機登遐白雲皇祖母

日天皇、已に万機を厭ひて、白雲に登遐したまひき。皇祖母

一五七

尊俯従物願再応宝曆悉以庶務

尊みこと、俯ひして物もの願ねがひに從したがひて再またび宝曆ほうれきに應あたり、悉ことごとく庶務まつりごとを

一五八

委皇太々子々々每事諮決然後施行

委ひつぎのみこ皇太ゆた子みこ々ごと々ごと每事ごとごと諮はか決き然後しか施行おこな

一五九

於是杭海梯山朝貢不絶擊壤鼓

是こゝに海うみを杭わたり山やまに梯はしかけて、朝貢てつく絶たえず。壤つちくれを撃うち

一六〇

腹郷里稍多非君聖臣賢而何致

腹はらを郷里つづみう稍さ多と非ち君きみ聖せい臣しん賢けん而な何なに致いた

一六一

兹美故遷大紫冠進爵為公増封

茲こゝの美びを致いたさむ。故かれ、大紫だいしのかがかり冠かんに遷うつして、爵しやくを進すすめて公こうとし、封ふう

一六二

五千戸前後并凡一万五千戸十二年

五ご千せん戸こを前ま後ご并ま凡ま一い万ち五ご千せん戸こ十じふ二に年ねん

一六三

冬十月天皇幸于難波宮即隨福

冬十月に、天皇、難波宮に幸したまふ。即ち福信が

一六四

信所乞之意思幸筑紫将遣救軍

乞す意に随ひて、筑紫に幸して救軍を遣らむと思し、

一六五

初備軍器十三年春正月御船西

初づ軍器を備へたまふ。十三年春正月に、御船西に

一六六

征始就海路三月御船泊于娜大津

征きて、始めて海路に就く。三月に、御船娜大津に泊てて、

一六七

居于磐瀬行宮天皇改此名曰長津

磐瀬行宮に居します。天皇此を改めたまひて、名づけて長津と曰ふ。

一六八

夏五月遷居于朝倉橋広庭宮以

夏五月に、遷りて朝倉橋広庭宮に居しまして、

一六九

聴海表之政至秋七月天皇御体不

海表の政を聴きたまふ。秋七月に至りて、天皇御体不

一七〇

念於是大臣中心危懼祈禱神祇

念ねんきたまふ。是こゝに、大臣中おほおみ心こゝろより危あやぶみ懼おそりて、神祇かみを祈いのみ禱いのり、

一七一

亦依三宝敦求眉寿璧像申臂而

また三ほとけ宝よに依よりて、敦あつく眉びじゆ寿もとを求もとむ。璧へき像ぞう、臂ひぢを申のべて

一七二

摩頂觀音寄夢以現空聖心有

頂いただきを摩なで、觀くわん音おん夢むいめに寄よせて空そらに現あらはれぬ。聖ひじりの心こゝろへ

一七三

所煥然明矣故僧道顯云昔者侍

所ところ有あるは、煥あは然ら明かなり。故かれ、僧ほふ道したう顯けん云いはく、「昔むかし者、侍じ

一七四

衛之士鞞鳴而請死節義之子穿

衛ゑい之士しは、鞞こゝろ鳴なりて死しを請こひ、節せつ義ぎの子しは、

一七五

地而自殉雲鳥掩日令尹以身禱之

地ちを穿つちて自みづから殉しゆんす。雲うん鳥てう日ひを掩おほふに、令れい尹いん身みを以もちて禱いのり、

一七六

河神為崇大夫求以牲焉雖復美

河神崇りを為すに、大夫牲を以ゐることを求む。復、美

一七七

名勿朽忠貞弥芳而与今行懸殊

名朽つること勿く、忠貞弥よ芳しと雖も、今行へると懸かに殊なり。

一七八

豈可同日而語哉既而命遂有限天

豈日を同じくして語るべけむや」といふ。既にして命遂に限有りて、天

一七九

皇崩于朝倉行宮皇太子素服称制是

皇、朝倉行宮に崩りましぬ。皇太子素服して称制す。是の

一八〇

月蘇將軍与突厥王子契苾加力等

月に、蘇將軍と突厥の王子契苾加力らと、

一八一

水陸二路至于高麗城下皇太子遷

水と陸との二路より、高麗の城の下に至る。皇太子、

一八二

居于長津宮猶聽水表之軍政時

長津宮に遷り居しまして、猶水表の軍政を聴しめす。時に

謂侍臣曰伝聞大唐有魏徵高麗有

侍 臣に謂りて曰ひたまはく、「伝へ聞く、大唐に魏徵有り、高麗に

蓋金百斉有善仲新羅有庾淳各守

蓋金有り、百斉に善仲有り、新羅に庾淳有り。各

一方名振万里此皆当土俊傑智略

一方を守りて、名万里に振ふ。此れ皆当土の俊傑にして、智略

過人以此数子比朕内臣当出跨下

人に過ぎたり。此の数の子を以て朕が内臣に比ぶるに、跨下に出づべし。

何得抗衡冬十一月天皇喪至自朝

何ぞ抗衡すること得む」といひたまふ。冬十一月に、天皇の喪朝

倉宮殯于飛鳥川原十四年皇太子

倉宮より至りて、飛鳥の川原に殯す。十四年に、皇太子、撰政る。

撰政契闊早年情好惟篤義雖君臣

契闊早年にありて、情好惟れ篤し。義は君臣とありと雖も、

一九〇

礼但師友出則同車並騎入則接茵

礼は但師友とあり。出づれば車を同じくし騎を並べ、入れば茵を接ぎ

一九一

促膝政尚簡寬化存仁惠遂使德被

膝を促く。政は簡寬なるを尚び、化には仁惠存り。遂に徳を

一九二

寰中威懷海外是以三韓服事万姓

寰中に被らしめ、海外を威懷けしむ。是を以て、三韓服ひ事へ、万姓

一九三

安寧故高麗王贈内公書云惟太臣

安寧なり。故高麗王、内公に書を贈りて云はく、「惟ふに大臣、

一九四

仁風遠扇盛徳遐覃宣王化於千年

仁風は遠く扇ぎ、盛徳は遐かに覃ぶ。王化を千年に宣べ、

一九五

揚芳風於万里為国棟梁作民船橋

芳風を万里に揚ぐ。国の棟梁とあり、民の船橋とあり。

一九六

一国之所瞻仰百姓之所公望遥聞

一国の瞻仰る所にして、百姓の公望む所なり。遥かに聞きて

一九七

喜并馳慶良深撰政六年春三月遷

喜び并ち、慶を馳すること良に深し」といふ。撰政六年春三月に、都を

一九八

都于近江国七年正月即天皇位是

近江国に遷す。七年正月に、天皇の位に即きたまふ。是れ

一九九

為天命開別天皇朝廷無事遊覽是

天命開別天皇とあり。朝廷無事く、遊覽是れ

二〇〇

好人無菜色家有余蓄民咸称大平

好む。人に菜色無く、家に余蓄有り。民咸大平なる

二〇一

之代帝召群臣置酒濱楼酒酣極歡

代を称ふ。帝、群臣を召して濱楼に置酒したまふ。酒酣にして歡を極む。

二〇二

於是大皇弟以長槍刺貫敷板帝



是に、大皇弟長き槍を以て、敷板を刺し貫きたまふ。帝

二〇三

驚大怒以將執害大臣固諫帝即止

驚き大きに怒りて、執害はむとしたまふ。大臣固く諫め、帝即ち止め

二〇四

之大皇弟初忌大臣所遇之高自茲

たまふ。大皇弟、初め大臣の所遇の高きことを忌みたるを、茲れより

二〇五

以後殊親重之後值壬申之乱從芳

以後、殊に親ぶることを重みしたまふ。後に壬申の乱に値ひて、芳

二〇六

野向東土歎曰若使大臣生存吾豈

野より東土に向ふときに、歎きて曰ひたまはく、「若使、大臣生存きてあらば、  
吾豈

二〇七

至於此困哉人之所思略此類也七

此の困に至らむや」といひたまふ。人の思ふ所は、略此の類なり。七

二〇八

年秋九月新羅進調大臣即付使金

年秋九月に、新羅調を進る。大臣、即ち使金

二〇九

東廠賜新羅上 卿庾信船一隻或人

東廠に付けて、新羅の上 卿庾信に船一隻を賜ふ。或人

二一〇

諫之太臣対曰普天之下莫非王土

諫む。大臣対へて曰はく、「普天の下、王土に非ぬは莫く、

二一一

率土之寶莫非王臣也先此帝令太

率土の寶、王臣に非ぬは莫し」といふ。此より先、帝大

二一二

臣撰述礼儀刊定律令通天人之性

臣に礼儀を撰述せしめ、律令を刊定せしめたまふ。天・人の性に通して、

二一三

作朝廷之訓太臣与时賢人損益旧

朝廷の訓へを作る。大臣と時の賢人と、旧章を損益

二一四

章略為条例一崇敬愛之道同止奸

益へ、略条例を為る。一ら敬愛の道を崇び、同じく奸

二一五

邪之路理慎折獄徳洽好生至於周

邪よこしまの路みちを止とどむ。理ことわりは折獄せじやくを慎つつしましめ、徳のりは好生かうせいに洽あす。周しゅうの

二二六

之三典漢之九篇無以加焉即位二

三典さんてん、漢かんの九篇きゅうへんに至いたるまで、以もて加くふるもの無なし。即みちく位ちきたまふ二

二二七

年冬十月稍纏沈痾遂至大漸帝臨

年ねん冬十月ふゆかむなつき、稍やや纏やまひ沈つ痾つ、遂つひに大漸たいせむに至いたる。帝てい

二二八

私第親問所患請命上帝求効翌日

私第しつていに臨のぞみて、親みづから所患やまひを問とひたまふ。命いのちを上帝しやうていに請こひて効しゑを求もとめたまふ。翌あ

日ひ、

二二九

而誓願無徵病患弥重即詔曰若

而ながひひ誓願しゑん無なく、病患やまひ弥い重おもし。即すなはち詔みことりして曰のたまはく、「若もし

二三〇

有所思便可以聞太臣对曰臣既不

思おもふ所ところ有あらば、便すなはち聞きゆべし」とのたまふ。大臣おほおみこた対まへて曰まさく、「臣やつかれすて 既をに不

二三一

敏敢当何言但其葬事願用輕易

敏な敢あへて何なにをか言まさすべき。但ただし其その葬事はぶりのこと、願ながはくは、輕易おろそかなるを用もちぬよ。

二二二

生則無益於軍国死何有勞於百

生きては軍国に益無く、死にては何ぞ百 姓を勞むること

二二三

姓即臥復無言矣帝哽咽悲不自

有らむ」とまをす。即ち臥して復た言ふこと無し。帝哽咽ひて、悲しびに自ら

二二四

勝即時還宮遣東宮大皇弟就於

勝へたまはず。即時宮に還りたまふ。東宮大皇弟を遣して、其の家に

二二五

其家詔曰邈思前代執政之臣時々

就きて、詔して曰はく、「邈かに前の代を思ふに、執政る臣は、時々

二二六

世々非一二耳而計勞校能不足比公

世々、一 二耳には非ず。而るに勞を計り能を校ふるに、公に比るに足らず。

二二七

非但朕寵汝身而已後嗣帝王実恵

但朕のみ汝の身を寵むに非ず。後嗣の帝王も、実に

二二八

子孫不忘不遺広厚酬答頃聞病

子孫を恵まむ。忘るることなく遣すことなく、広く厚く酬ひ答へむ。頃病

二二九

重朕意弥軫作汝可得之任仍授織

重しと聞きて、朕が意弥よ軫む。汝を得べき任に作さむ」とのたまふ。仍りて織

二三〇

冠以任太政大臣改姓為藤原朝臣

冠を授けて、太政大臣に以任け、姓を改めて藤原朝臣とす。

二三一

十六日辛酉薨于淡海之第時年五

十六日辛酉に、淡海の第に薨す。時に年五

二三二

十有六上哭之甚慟廢朝九日甲

十有六なり。上哭し甚だ慟みたまふ。朝を廢むこと九日なり。甲

二三三

子遣宗我舍人臣詔曰内大臣某朝

子に、宗我舍人臣を遣して、詔して曰はく、「内大臣某の朝

二三四

臣不期之間忽然薨謝如何蒼天

臣、期らぬ間に、忽然に薨謝りぬ。如何ぞ蒼天、

二三五

懺我良人痛哉悲哉棄朕遠逝恠

我が良人を懺さむ。痛きかも、悲しきかも、朕を棄きて遠く逝けり。恠しき

二三六

矣惜矣乖朕永離何為送別之言何

かも、惜しきかも。朕に乖きて永く離れたり。何をか送別の言とし、何をか

二三七

為不送之語非諺實是日夜相携

送らぬ語とせむ。諺にはあらずして実なることはなり。日夜相携はり、

二三八

作伴任使朕心安定云為無疑国家

伴となし使に任す。朕が心安定なり。云ふことと為すことと疑ひ無し。国家

二三九

之事小大俱決八方寧靜万民無愁

の事、小さきことも大きいことも俱に決めたり。八方寧靜にして、万民愁へ無

し。

二四〇

将茲辞為贈語々鄙陋而不足鳴々

茲の辞を贈る語とせむとすれども、語鄙しく陋くして足らず。鳴々

二四一

呼々奈々何々公獻說廟堂於民自

呼々、奈々何々。公、説を廟堂に獻むれば、民に自ら

二四二

利論治帷幄与朕必合斯誠千載

利あり。治を帷幄に論へば、朕と必ず合ふ。斯れ誠に千載

二四三

之一遇也文王任尚父漢祖得張良

の一遇なり。文王は尚父を任し、漢祖は張良を得たり。

二四四

豈如朕二人哉是以晨昏握手愛

豈朕が二人の如くにあらむや。是を以て、晨昏に手を握り、愛び

二四五

而不飽出入同車遊而有礼巨川未

て飽かず。出で入るに車を同じくし、遊ぶに礼有り。巨き川

二四六

濟舟楫已沈大廈始基棟梁斯折

濟らぬに、舟楫已に沈みたり。大きな厦の基に始むるに、棟梁斯れ折れたり。

二四七

与誰御国与誰治民每至此念酸切

誰と与にか国を御し、誰と与にか民を治めむ。此の念ひに至る毎に、酸切しきこ

二四八

弥深但聞无上大聖猶不得避故慰

弥いよよ深ふかし。但ただし聞きく、『无上むじやうのだいじやう大聖だいじやうすら、猶なほし避まぬかるること得えず』。故かれ、

二四九

痛悼小得安穩若死者有靈信得

痛いた悼うれへを慰なぐさめ、小すこしく安穩やすらなること得えたり。若もし死者しじひとに靈たましひ有ありて、信まことに

二五〇

奉見先帝及皇后者奏曰我先帝陛

先さきのみかど帝みかどと皇みかど后みかどとに見まみえ奉まつらむこと得えば、奏まをして曰いへ、『我わが先帝さきのみかど陛

二五一

下平生之日遊覽淡海及平浦宮

下みこと平生いにしひ之日ひ、遊覽いっらむしたまひし淡海あふみと平ひらの浦うらの宮みや

二五二

処猶如昔日焉朕每見此物未嘗不

処ことは、猶なほむかし昔日こゝとの如ごとし』と。朕われ此ものの物みを見ること毎ごとに、嘗かつて

二五三

極目傷心也一步不忘片言不遺仰

目めを極きはめ心こころを傷いためずといふことあらず。一ひと歩あしも忘わすれず、片言かたことも遺わすれず。仰あふぎては



二五四

望聖德伏深係恋加以出家歸仏  
ひじりいきほい のそ  
聖の徳を望み、伏しては係恋を深くす。加、以、出家して仏に歸らば、

二五五

必有法具故賜純金香炉持此香  
かなら ほぶくあ  
必ず法具有り。故、純金の香炉を賜はむ。此の香

二五六

炉如汝誓願從觀音菩薩之後到  
ろ も  
炉を持ちて、汝の誓願の如く、觀音菩薩の後に從ひて、

二五七

兜率陀天之上日々夜々聽弥勒之  
とそつだ てん うへ  
兜率陀天の上に到り、日々夜々、弥勒の

二五八

妙説朝々暮々轉真如之法輪既而  
めつせち き  
妙説を聴き、朝々暮々、真如の法輪を轉せ」とのたまふ。既にして

二五九

公卿大夫百官人等皆赴喪庭拏  
まへつきみたぢ もものつかさのひとども  
公卿大夫、百官人等、皆喪庭に赴きて拏

二六〇

哀仍給司南方相羽葆鼓吹送葬

哀<sup>な</sup>く。仍<sup>よ</sup>りて司<sup>し</sup>南<sup>なむ</sup>・方<sup>ほう</sup>相<sup>さう</sup>・羽<sup>う</sup>葆<sup>ぼう</sup>・鼓<sup>こ</sup>吹<sup>すい</sup>を給<sup>たま</sup>ふ。送<sup>は</sup>葬<sup>ぶ</sup>る

二六一

之日<sup>ひ</sup>路<sup>ろ</sup>經<sup>けい</sup>闕<sup>けつ</sup>下<sup>げ</sup>親<sup>しん</sup>御<sup>ご</sup>素<sup>そ</sup>服<sup>ふく</sup>步<sup>ふ</sup>臨<sup>りん</sup>勅<sup>てつ</sup>

日<sup>ひ</sup>に、路<sup>ろ</sup>闕<sup>けつ</sup>の<sup>の</sup>下<sup>げ</sup>を<sup>を</sup>經<sup>けい</sup>ると<sup>と</sup>きに、親<sup>しん</sup>ら<sup>ら</sup>素<sup>そ</sup>服<sup>ふく</sup>御<sup>ご</sup>て<sup>て</sup>歩<sup>あゆ</sup>み<sup>み</sup>臨<sup>りん</sup>み<sup>み</sup>たま<sup>たま</sup>ふ。勅<sup>みこと</sup>して

二六二

令<sup>ひ</sup>輟<sup>てつ</sup>挽<sup>わん</sup>对<sup>たい</sup>輶<sup>ぎ</sup>号<sup>ごう</sup>泣<sup>な</sup>感<sup>かん</sup>噎<sup>えつ</sup>自<sup>じ</sup>古<sup>こ</sup>帝<sup>てい</sup>王<sup>わう</sup>

挽<sup>ひ</sup>く<sup>こと</sup>を<sup>を</sup>輟<sup>てつ</sup>め<sup>め</sup>し<sup>し</sup>め、輶<sup>ぎ</sup>に<sup>に</sup>対<sup>たい</sup>ひ<sup>て</sup>て<sup>て</sup>号<sup>ごう</sup>泣<sup>な</sup>き<sup>き</sup>感<sup>かん</sup>噎<sup>えつ</sup>ひ<sup>ひ</sup>たま<sup>たま</sup>ふ。古<sup>いにしへ</sup>より、帝<sup>みかど</sup>王<sup>わう</sup>

二六三

之<sup>の</sup>隆<sup>りゅう</sup>恩<sup>ん</sup>宰<sup>さい</sup>輔<sup>ほ</sup>之<sup>の</sup>極<sup>ごく</sup>龍<sup>りゅう</sup>未<sup>み</sup>有<sup>あ</sup>若<sup>ごと</sup>今<sup>けふ</sup>日<sup>じつ</sup>

の<sup>の</sup>恩<sup>めぐみ</sup>を<sup>を</sup>隆<sup>かさ</sup>りに<sup>に</sup>す<sup>す</sup>る<sup>こと</sup>と、宰<sup>まへつきみ</sup>輔<sup>ほ</sup>の<sup>の</sup>龍<sup>りゅう</sup>を<sup>を</sup>極<sup>きま</sup>む<sup>ること</sup>と、今<sup>けふ</sup>日<sup>じつ</sup>の<sup>の</sup>若<sup>ごと</sup>く

二六四

之<sup>の</sup>盛<sup>さか</sup>也<sup>なり</sup>送<sup>は</sup>終<sup>しり</sup>之<sup>の</sup>具<sup>ぐ</sup>因<sup>よ</sup>其<sup>その</sup>遺<sup>い</sup>言<sup>げん</sup>務<sup>む</sup>從<sup>よ</sup>

盛<sup>さか</sup>り<sup>なる</sup>こと<sup>と</sup>有<sup>あ</sup>ら<sup>ず</sup>。送<sup>は</sup>終<sup>しり</sup>の<sup>の</sup>具<sup>ぐ</sup>は、其<sup>その</sup>の<sup>の</sup>遺<sup>い</sup>言<sup>げん</sup>に<sup>に</sup>因<sup>よ</sup>り<sup>て</sup>、務<sup>む</sup>め<sup>て</sup>

二六五

節<sup>せつ</sup>儉<sup>けん</sup>以<sup>もつ</sup>申<sup>まを</sup>宿<sup>しゆく</sup>志<sup>し</sup>粵<sup>えつ</sup>以<sup>もつ</sup>康<sup>かう</sup>午<sup>ご</sup>年<sup>ねん</sup>閏<sup>にん</sup>九<sup>く</sup>

節<sup>せつ</sup>儉<sup>けん</sup>に<sup>に</sup>従<sup>したが</sup>ひ<sup>て</sup>、宿<sup>しゆく</sup>志<sup>し</sup>を<sup>を</sup>申<sup>まを</sup>ぶ。粵<sup>えつ</sup>に、康<sup>かう</sup>午<sup>ご</sup>年<sup>ねん</sup>閏<sup>にん</sup>九<sup>く</sup>

二六六

月<sup>つき</sup>六<sup>む</sup>日<sup>にち</sup>火<sup>か</sup>葬<sup>さう</sup>於<sup>お</sup>山<sup>やま</sup>階<sup>かゐ</sup>之<sup>の</sup>舍<sup>て</sup>勅<sup>てい</sup>王<sup>わう</sup>公<sup>こう</sup>卿<sup>けい</sup>

月<sup>つき</sup>六<sup>む</sup>日<sup>にち</sup>を<sup>を</sup>以<sup>もつ</sup>て、山<sup>やま</sup>階<sup>かゐ</sup>の<sup>の</sup>舍<sup>て</sup>に<sup>に</sup>火<sup>か</sup>葬<sup>さう</sup>す。王<sup>おほきみ</sup>公<sup>まへつき</sup>卿<sup>みたま</sup>士<sup>たし</sup>に

二六七

土悉会葬所使大錦下紀大人臣告

勅みことりして、悉しんじつく葬はらる所に会あはしめき。大錦下紀大人臣だいきむげきのつしのおみに

二六八

送終之辞致贈賻之礼于時空中有

送終はらひの辞ことを告のらしめ、贈賻そつふの礼みづを致いたさしめき。時ときに、空おほぞら中に

二六九

雲形如紫蓋糸竹之音聽於其上大

雲くも有あり、形かたち紫むらさの蓋きぬがほの如ごとくありき。糸竹しちくの音おと、其その上うへに聽きこえき。大おほ

二七〇

衆聞見歎未曾有也太臣性崇三宝

衆聞ひとき見み歎なげく未曾なげ有あり也太臣おほおみひことなりほとけ性おと崇たかむ三たふと宝たふとを崇たかむ。

二七一

欽尚四弘每年十月莊嚴法筵仰

欽うやま尚たふとびて四よに弘ひろめたり。年とし毎ごとの十月かむじゆきに、法筵ほつえんを莊嚴かたり、

二七二

維摩之景行説不二之妙理亦割取

維摩ゆいまの景行けいかうを仰あひぎ、二ふたつとあらぬ妙理めつりを説とく。また

二七三

家財入元興寺儲置五宗学問之分

家の財を割き取りて、元興寺に入れ、五宗に学問の分を儲け置く。

二七四

由是賢僧不絶聖道稍隆蓋斯之

是に由りて、賢僧絶えず、聖の道稍く隆ゆ。蓋し斯の

二七五

徴哉百齊人小紫沙吒昭明才思穎

徴ならむ。百齊の人、小紫沙吒昭明、才思穎

二七六

拔文章冠世傷令名不伝賢徳空

抜にして、文章世に冠とあり。令名伝はらず、賢徳空しく

二七七

没仍製碑文今在別卷有二子貞

没せむことを傷みて、仍りて碑文を製る。今別巻に在り。二子貞

二七八

慧史々別有伝

慧・史有り。史は別に伝有り。

三〇一

貞慧性聰明好學大臣異之以為

貞慧、性聰明にして學を好めり。大臣異びて以為へらく、

三〇二

雖有堅鉄而非鍛冶何得干將之

「堅き鉄、有りと雖も、鍛冶するに非ずは、何ぞ干將の

三〇三

利雖有勁箭而非羽括詎成會稽

利を得む。勁き箭有りと雖も、羽括するに非ずは、詎ぞ會稽

三〇四

之美仍割膝下之恩遙求席上之珍

の美と成らむ」とおもへり。仍て膝下の恩を割きて、遙かに席上の珍を求めしめ  
き。

三〇五

故以白鳳五年歲次甲寅隨聘唐

故、白鳳五年歲次甲寅を以て、聘唐

三〇六

使到于長安住懷德坊慧日道場

使に隨ひて長安に到り、懷德坊の慧日道場に住ひき。

三〇七

依神泰法師作和上則唐主永徽四  
神泰法師を和上と作すに依れり。則ち唐主の永徽四

三〇八

年時年十有一歳矣始鑽聖道日夜  
年に、時に年十有一歳なり。始めて聖の道を鑽ちて、日夜

三〇九

不怠従師遊学十有余年既通内  
怠らず、師に従ひて遊学すること、十有余年。既に内

三一〇

經亦解外典文章則可觀藁隸則  
經に通し、また外典を解せり。文章は觀るべく、藁隸は

三一

可法以白鳳十六年歳次乙丑秋九  
法るべし。白鳳十六年歳次乙丑秋九

三二

月経自百齊来京師也其在百齊之  
月を以て、百齊より経て京師に來りぬ。其の百齊に在りし

三三

日誦詩一韻其辞曰帝鄉千里隔边

日に、詩一韻を誦みき。其の辞に曰はく、「帝郷は千里隔り、辺

三二四

城四望秋此句警絶当時才人不

城は四望秋なり」といふ。此の句警絶にして、当時の才人も

三二五

得続末百齊士人窃妬其能毒之則

末を續ぐこと得ざりき。百齊の士人、窃かに其の能を妬みて毒すれば、

三二六

以其年十二月廿三日終於大原之

其の年の十二月廿三日を以て、大原の

三二七

第春秋廿三道俗揮涕朝野傷心

第に終りぬ。春秋廿三なり。道俗涕を揮ひ、朝野心を傷めり。

三二八

高麗僧道賢作誄曰夫予計運推

高麗の僧道賢、誄を作りて曰ひしく、「夫れ、予め運推を計れば、

三二九

著自前経明鑑古今有国恒典系

前経より著れ、明かに古今を鑑れば、国の恒典有り。

三三〇

綸紫闕者以薦賢為本緝熙宗室

紫闕に糸綸する者は、賢を薦むることを以て本とし、宗室を緝熙する

三三一

者以拳忠為元故以周公於禽躬行

者は、忠を拳ぐることを以て元とす。故に以れば、周公は禽に躬ら

三三二

三答仲尼於鯉問用二学斯並遠理

三答を行ひ、仲尼は鯉に問ふに二学を用てせり。斯れ並びに遠く

三三三

国家而非私者明矣由此觀之凡英

国家を理めて、私に非ぬこと明かなり。此に由りて觀れば、凡そ英

三三四

雄処世立名栄位猷可替否知無

雄は世に処するに、名を立てて位を栄えしめ、可を猷めて否を替て、知して

三三五

不為或有寛猛相濟文質互變是

為さずといふこと無し。或は寛猛相ひ濟しく、文質互變ぶること有り。是れ

三三六

則聖人之所務也唯君子哉若人景



聖人の所務なり。唯君子なるかも、若き人。景

三三七

徳行之高山仰之有一於此理固善

徳は行ひ、高山は仰ぐ。此に一も有らば、理固に善し。

三三八

乃使法師遣唐学問有教相近莫

乃ち法師をして唐に遣して学問せしむ。教有りて相ひ近くあれば、

三三九

不研習七略在心五車韜胸思甄否

研習せずといふこと莫し。七略心に在りて、五車胸を韜む。否泰を思ひ甄して、

三三〇

泰深精去就鬼谷再淚恐分人士

深く去就を精へつ。鬼谷再び涙し、人士を分つことを恐る。

三三一

韋編一絶陶鑄造化是以席上智囊

韋編一たび絶ゆれば、造化を陶鑄せり。是を以て、席上の智囊とありて、

三三二

策才堪例而忽承天勅荷節命駕

策才は例に堪へたり。而るに、忽に天勅を承りて、節を荷ひ駕を命ず。

三三三

又詔廓武宗劉德高等旦夕撫養

また、廓武宗・劉德高らに詔して、旦夕に撫養し、

三三四

奉送倭朝仍逕海路至於旧京

倭朝に送り奉る。仍て海路を逕て、旧き京に至りぬ。

三三五

聖上錫命幸蒙就舍居未幾何寢

聖上命を錫ひて、幸に舎に就くことを蒙りぬ。居ること幾何もあらずして、

三三六

疾續微咨嗟奈何維白鳳十六年

疾に寢し續微し。咨嗟、奈何にかせむ。維れ白鳳十六年

三三七

歲次乙丑十二月廿三日春秋若干

歲次乙丑十二月廿三日、春秋若干にして、

三三八

卒於大原殿下嗚呼哀哉乃作誄

大原の殿の下に卒しぬ。嗚呼哀しきかも。乃ち誄を作りて

三三九

曰

日はく、

三四〇

於穆不基 經綸光宅 懿矣依仁 翼  
於、穆しき不基、經綸光宅す。懿きかも依仁、

三四一

修軌格軒 寃籍甚謨 宣廟略惟岳  
軌格を翼修す。軒寃籍甚にして、廟略を謨り宣ぶ。惟れ岳

三四二

惟海如城 如墉諫魚 諫鼎乃僖 乃  
惟れ海、城の如く、墉の如し。魚を諫め鼎を諫むるは、乃ち僖、乃ち

三四三

伯積善余 慶胎厥哲 人問道西 唐  
伯。積善の余慶、厥の哲人に胎す。道を西唐に問ひて、

三四四

練業泗浜 席間函丈 覃思秀神  
業を泗浜に練り、席間に丈を函れて、思ひを覃め神に秀づ。

三四五

荊山抱玉 弁氏申規 漢水蔵珠 龍  
荊山玉を抱くに弁氏規を申べ、漢水珠を蔵すに龍

三四六

子報随賓于王庭上国揚輝爰受  
子隨に報ゆ。王庭に賓して上国輝を揚ぐ。爰に

三四七

朝命建節来儀脣齒方新橋父猶  
朝命を受け、節を建てて来儀す。脣齒方に新にして、橋父猶し

三四八

煥近署多士紫微壯觀四門廓  
煥く。近署多士にして紫微壯觀なり。四門廓として、

三四九

三端雅亮王事靡盬將酬国宝世  
三端雅亮なり。王事靡盬きこと靡く、国宝に酬いむとす。世

三五〇

路芭蕉人間闡城鼠藤易絶蛇篋  
路は芭蕉のごとく、人間は闡城のごとし。鼠藤絶え易く、蛇篋

三五二

難停蘭芝春萎松竹夏零鳳遭繳  
停まり難し。蘭芝は春に萎み、松竹は夏に零ちぬ。鳳は繳

三五二

射鸞掛網刑嗚呼哀哉顔回不幸

射に遭ひ、鸞は網刑に掛れり。嗚呼哀しきかも。顔回幸あらずして、

三五三

謂天喪予延陵葬子称其礼与書

てんわれ ほろぼ といふ。 延陵子を葬りて、其の礼与を称へらる。書

三五四

筆猶存身精何処覩物思人堂下

ひつ なお のこ 身精は何処にかある。物を覩て人を思へども、堂下に

三五五

莫叙嗚呼哀哉車珠去魏城壁

の 叙ぶること莫し。嗚呼哀しきかも。車珠魏を去り、城壁

三五六

辞趙才云可惜日還当暮嗚呼

てう 趙を辞りぬ。才は云に惜むべく、日も還暮るべし。嗚呼

三五七

哀哉

か な 哀しきかも』といふ』といひき。

三 下巻 武智麻呂伝

四〇一

家伝下

僧延慶

かてんしものまき

ほふしえんきやう

四〇二

藤原左大臣諱武智麻呂左京人也太政大臣史之

ふぢはらのみだいにん いみなむちまる さきやう ひと だいしやうだいじんふびと  
藤原左大臣、諱は武智麻呂、左京の人なり。太政大臣史の

四〇三

長子其母宗我蔵大臣之女也天武天皇即位九

このかみ そ いろは そがのくらのおほのみ むすめ てんむ てんわうそくあく  
長子にして。其の母は宗我蔵大臣の女なり。天武天皇即位九

四〇四

年歳次庚辰四月十五日誕於大原之第義取茂栄

ねんさいし かうしんのつぎのとをかあまりいつか おほはら てい う ぎ も さか  
年歳次庚辰四月十日、大原の第に生まれき。義、茂く栄ゆるを取りて、

四〇五

故為名焉幼喪其母血泣摧残漿不入口幾將滅性自

かれな おみな そ いろは うしな ち なみたなが して くだ そこな こみつ  
故名としき。幼くして其の母を喪ひ、血の泣 して摧け残はれ、漿も口に入ら

ずして、幾 に性 を滅さむとしき。

四〇六

茲尫弱進趣饒病年及長大不繫小節形容条暢辞

これ ちからな しんしゆ やまひほこ とし お いた せつ かが  
茲より尫弱く、進趣すれども病 饒りぬ。年長大ゆるに及びて、小節に繫らず、

形容条暢にして、辞

四〇七

氣重遲其性温良其心貞固非礼弗履非義弗領每  
氣重遲なり。其の性温良にして、其の心貞しく固し。礼に非ずは履まず。義  
に非ずは領めず、毎に

四〇八

好恬憒遠謝憤闇或時手談而移日或時披覽而徹夜  
恬憒を好みて、遠く憤闇を謝る。或時には手談して日を移し、或時には披覽し  
て夜を徹しぬ。

四〇九

不愛財色不形喜怒忠信為主仁義為行言善无反  
財色を愛せず、喜怒を形さず。忠信を主とし、仁義を行とす。善を言ひて己に反  
すこと无く、

四一〇

於己言惡无及於人廉而不汚直而不枉究百家之旨歸尽  
惡を言ひて人に及すこと無し。廉くして汚れず、直くして枉げず。百家の旨歸を  
究め、

四一一

三玄之意趣尤重釈教兼好服餌尊有道而敬有德  
三玄の意趣を尽す。尤も釈教を重みし、兼ねて服餌に好めり。道有るひとを尊  
び、徳有るひとを敬ひ、

四二二

矜貧窮而憐孤独毎年夏三月請十大德聽說法花薰

貧窮を矜みて、孤独を憐ぶ。年毎の夏の三月に十の大徳を請して、法花を聽說し、

四二三

習心府於諫主同於引裾以宅在宮南世号曰南卿嘗年

心府を薰習す。主を諫むるに於きては裾を引くに同じ。宅、宮の南に在るを以て、世号けて南卿と曰へり。嘗、年

四二四

少時穗積親王遇宴会顧謂群英曰遍見藤氏之子

少き時に、穗積親王、宴会に遇ひ、顧みて群英に謂りて曰ひたまひしく、「遍く藤氏の子を見るに、

四二五

此兒懷奇殊人吾聞虎豹之駒雖未成文而有食羊之意

此の児奇を懷にすること人と殊なり。吾聞く、「虎豹の駒は、文を成さずと雖も、羊を食む意有り。」

四二六

鴻鶴之雛雖未翼備而有四海之心此児必至台鼎之位

鴻鶴の雛は翼備はずと雖も、四海の心有り。此の児必ず台鼎の位に至らむ

四二七

歟大宝元年選良家子為内舍人以三公之子別勅叙正六位上徵



か」といひたまひき。大宝元年に、良家の子を選びて、内舍人とし、三公の子を以て別に勅して正六位上に叙し、徴して

四一八

為内舍人年廿二詔曰爾家光济帝室勳載策書今錫此

内舍人としたまふ。年廿二なり。詔して曰はく、「爾が家は帝室を光济し、勳は策書に載せたり。今、此の

四一九

爵未足為采間者新制律令齐整国人縁有条章且錫

爵を錫ふは采とあるに足らず。間者、新に律令を制りて、国・人を齐整ふ。条章有るに縁りて、且く

四二〇

此爵耳大臣家令小治田志毘大息曰嗟呼此家嫡子何有

此の爵を錫らむとすらくのみ」とのたまふ。大臣の家令小治田志毘、大きに息りて曰はく、「嗟呼、此の家の嫡子に、何ぞ

四二一

此爵乎心内不喜面有愧色或人告大々臣々命家令曰今国

此の爵有らむ」といふ。心の内に喜びずして、面に愧ずる色有り。或人、大臣に告ぐ。大臣、家令に命せて曰はく、「今、国

四二二

家新制法令故依例錫爵此兒何須羞恥且休浪語公為

家、新に法令を制れり。故、例に依りて、爵を此の兒に錫はりぬ。何ぞ羞恥づべ

けむ。且く浪がはしき語を休めよ」といふ。公

四三三

内舎人出入禁中見者欣其徽猷交者尚其温雅時人相語

内舎人として禁中に出で入る。見る者は其の徽猷を欣び、交る者は其の温雅を尚びつ。時の人、相ひ語りて

四二四

曰人須有如大臣長子其為時人所称如斯也二年正月遷中

曰へらく、「人、大臣の長子の如く有るべし」といへり。其れ、時の人の為に称へらるること斯の如し。二年正月に、中

四二五

判事公莅官聽事公平无私察言觀色不失其実決疑平

判事に遷る。公、官に莅みて事を聴くに、公平にして私無し。言を察り色を觀て、其の實を失はず。疑しきを決め

四二六

獄必加審慎雖有大小判事其官方无准式文案錯乱問弁

獄を平るに、必ず審慎を加ふ。大小の判事有りと雖も、其の官方に准式无く、文案錯乱して、問弁

四二七

不允於是讞事前後奏定条式大宝元年已前為法外已

允らず。是に讞事の前後、奏して条式に定めたり。大宝元年より已前は法の外とす、已

後為法内自茲已後諸訴訟者内決已事不敢公庭三年

後は法の内とす。茲より已後、諸の訴訟は、内に己の事を決めて、敢へて公庭にせず。三年

四月以疾而罷四年三月拜為大学助先後浄御原天皇晏

四月に、疾を以て罷む。四年三月に、拜されて大学助となる。先に浄御原天皇晏

駕国家繁事百姓多役兼属車駕移藤原京人皆匆忙

駕したまひしより、家事繁くして、百姓役多くありき。車駕、藤原京に移るに兼に属きて、人皆匆忙にして、

代不好学由此学校凌遲生徒流散雖有其職无可奈何公

代学を好まず。此に由りて学校凌遲し、生徒流散す。其の職有りと雖も、奈何にもすべきこと無し。公、

入学校視其空寂以為夫学校者賢才之所聚王化之所宗也

学校に入りて、其の空寂なるを視て、以為へらく、「夫れ学校は、賢才の聚ふ所にして、王化の宗とする所なり。」

理国理家皆頼聖教尽忠尽孝率由茲道今学者散亡儒

國を理め家を理むるは、皆聖の教に頼る。忠を尽し孝を尽すは、茲の道に率ひ由る。今、学者散れ亡せて、儒

四三四

風不扇此非所以抑揚聖道翼賛王化也即共長官良虞王

風扇かず。此れ聖の道を抑揚し、王化を翼賛する所以に非ず」とおもへり。即ち、長官良虞王と共に

四三五

陳請遂招碩学講說經史浹辰之間庠序鬱起遠近学

陳べ請ひて、遂に碩学を招き、經史を講說せしむ。浹辰の間、庠序鬱に起りて、遠近の学

四三六

者雲集星列諷誦之声洋洋盈耳至慶雲二年仲春積奠

者、雲のごとく集ひ星のごとく列なる。諷誦の声、洋洋として耳に盈てり。慶雲二年仲春の積奠に至りて、

四三七

公謂宿儒刀利康嗣曰伝聞三年不為礼々必廢三年不為樂々必

公、宿儒刀利康嗣に謂りて曰はく、「伝へ聞く、三年礼を為さずは、礼必ず廢れ、三年樂を為さずは、樂必ず

四三八

亡今積奠日逼願作文祭先師之靈垂後生之則於是康嗣作

亡びむ』。今、積奠の日逼る。願はくは、文を作り、先師の靈を祭り、後生の則を垂れよ」といふ。是に、康嗣、

四三九

積奠文其詞曰維某年月日朔丁大学寮某姓名等以清

積奠の文を作る。其の詞に曰はく、「維れ、某年月日朔丁に、大学寮某姓名等、清

四四〇

酌蘋菜敬祭故魯司寇孔宣父之靈惟公尼山降彩誕

酌蘋菜を以て、故の魯の司寇孔宣父の靈を敬ひ祭る。惟るに、公は尼山彩を降して誕れます。

四四一

斯將聖抱千載之奇姿值百王之弊運主昏時乱礼糜樂崩

斯に將聖、千載の奇しき姿を抱き、百王之弊えたる運に値ふ。主昏く時乱れて、礼糜れ樂崩ずる。

四四二

歸斉去魯含歎於衰周辰陳困匡懷傷於下蔡門徒三千

斉に歸き魯を去り、歎を衰周に含み、陳に厄ひ匡に困まれ、傷を下蔡に懷ふ。門徒三千、

四四三

達者七十敷洙泗号忠孝探唐虞号德義雅頌得所衣

達者七十。洙泗に忠孝を敷き、唐虞に德義を探りて、雅頌所を得、衣

冠従正豈謂頽山難維梁歌早吟遊水不停楹奠奄設

冠くわんだ正ただしきにしたが従したがふ。豈あにい謂いはむむや、頽くじるちるち山やま維まぎま難がたく、梁りやう歌か早はやくもも吟うたふ。逝ゆくみ水みづ停たらまず、楹えい奠た奄あにま設まつく。

嗚呼哀哉今聖朝魏々学校洋々褒揚芳德讚仰至道

嗚あ呼あ、哀かなしきかも。今いま、聖せい朝てう魏ゑい々ゑいととして、学がく校かう洋やう々やうととあり。芳ほう德とくをを褒ほう揚やうし、至し道だうをを讚さん仰やうす。

神而有靈化惟尚饗其十二月叙従五位下時年廿六三年

神くす而し有あるま靈みたま化ま惟ま尚ま饗ま其こ十じ二じ月げつ叙じゆ従じゆ五ご位ゐ下げ時とき年ねん廿にじゅう六ろく三さん年ねん、  
神くすししくくしてして靈みたま有あららば、化まみみて、惟これ、尚こはこくはく饗まけたまへ」といいふ。其そのそ十じ二じ月げつにに、従じゆ五ご位ゐ下げにに叙じゆす。時ときにに年ねん廿にじゅう六ろくななり。三さん年ねん、

七年従為大学頭公斯波屢入学官聚集儒生吟詠詩書披玩

七しち年ねんにに、従じゆりりてて大だい学がく頭かうとと為なる。公きみ、屢しばしば学がく官くわんにに入いり、儒じゆ生せいをを聚つ集じへ、詩し書しよをを吟ぎん詠えいす、

礼易掄揚学校訓導子衿文学之徒各勤其業和銅元年

礼れい易えいをを掄りん揚やうす。学がく校かうをを掄りん揚やうし、子し衿きんをを訓くん導たうす。文ぶん学がくのの徒た、各おの其の業わざにに勤つとむ。和わ銅どう元げん年ねんの

三月遷図書頭兼侍従公朝侍内裏檢候論言爰以其間檢

爰やよひに、づしよのかみ圖書頭に遷り、侍従じじゆを兼ぬ。公こう、朝あしたに内裏だいりに侍ひ、檢つしみて論言りんげんを候まつ。

四五〇

校図書経籍先從壬申年乱離已来官書或卷軸零

づしよ圖書・きやうじやく経籍をかむが検校ふ。先さきに壬申じむしんの年としの乱離らんりにより已来このかた、官書つかさのみみは或あるは卷まきの軸ぢく零お落ち、

四五一

落或部帙欠少公爰奏請尋訪民間写取満足由此官

或あるは部ぶの帙ちつ欠か少かけたり。公こう、爰こゝに奏まをし請こひて民間たみのあひだを尋たづね訪とがらひ、写うつし取とりて満みて足たらはず。此これに由よりて、官つかさの

四五二

書髣髴得備公為官克勤不敢怠息体仁足以長人貞固

ふみ書、ほのが髣髴そなに備えはること得えたり。公こう、官つかさとして克よく勤ととめ、敢あへて怠おこたり息やすまず。仁じんに体かなひて人ひとに長をさとあるに足たり、貞さだしく固かたくして

四五三

足以幹事是以四月叙従五位上五年六月徙為近江守近江国

事ことを幹つかさするに足たる。是こゝを以もつて、四月うづきに、従じゆてい五位上ごいじやうに叙じよす。五年六月ごねかのみはつきに、徙うつりて近ちかつ江守あふみのかみと為なる。近ちかつあふみのくに江国は、

四五四

者宇宙有名之地也地広人衆国富家給東交不破北接鶴

あめのした なあ ちゆう  
宇宙に名有る地なり。 地広く人衆くして、 国富み家給はる。 東は不破に交り、  
きた つるが つ  
北は鶴鹿に接き、

四五五

鹿南通山背至此京邑水海清而広山木繁而長其壤黒  
みなみ やましう かよ  
南は山背に通ひて、 此の京邑に至る。 水海清くして広く、 山の木繁くして長  
し。 其の壤は黒  
そ ちゆう ちゆう くら

四五六

壚其田上々雖有水旱之災曾無不穫之恤故昔聖主賢  
ちゆう  
壚にして、 其の田は上の上なり。 水旱の災 有りと雖も、 曾ほり穫れぬ恤無  
し。 故、 昔聖主・賢  
かれ むかしせいしゆ けん

四五七

臣遷都此地郷童野老共称无為携手巡行遊歌大路時  
しん みやこここ  
臣、 都を此地に遷したまひき。 郷童・野老、 共に无為を称へ、 手を携へて巡り行  
き、 大路に遊び歌ひき。 時の  
おほぢ あそ ちゆう たとき

四五八

人咸曰太平之代此公私往来之道東西二陸之喉也其治急則  
ひとみなたひらか  
人咸太平なる代と曰ひき。 此れ、 公私往来の道にして、 東西二の陸の喉なり。  
其の治 急ければ  
そ まつりいん へ

四五九

奸偽而逋竄其治緩則媢侮而侵凌公道之以德齊之以礼  
かたま いっは  
奸しく偽りて逋げ竄り、 其の治 緩ければ媢侮りて侵凌す。 公、 道くに徳を以  
そ まつりいん へ ゆる  
緩ければ媢侮りて侵凌す。 公、 道くに徳を以  
を か  
を



てし、たの齊のするに礼れいを以もてす。

四六〇

散小過而演化行寛政而容衆入于閭閻敬訪父老鷓百

ちひ小あやさき過まを散ゆるして化おもむを演のべ、寛ゆるなる政まじを行おこひて衆もろを容ゆるす。閭閻さとに入りて、父老ふを敬おやび訪たづひ、百おほみた

四六一

姓之所苦改国内之悪政勸催農桑之使之以時至有差課

かひ姓のの所く苦みを鷓のきて、国くにの内うちの悪あしき政まじを改あらむ。農桑のを勸すすめ催うめて、使つかふるに時ときを以もてす。差課おほすること有あるに至いたりては、

四六二

先富饒与多丁後貧窶与单弱貴老恵小令得其所国

ふ先富饒たと多丁たとを先まにし、貧窶びんと单弱たんとを後のちにす。老らうを貴たび、小せうを恵めみて、其その所ところを得えしむ。国くに

四六三

人悦曰貴人臨境百姓得蘇其被人貴仰大略如斯也六

ひ人悦ひびて曰いはく、「貴た人境ひとに臨のぞみ、百おほ姓蘇みること得えたり」といふ。其それ人ひとに貴たび仰あがるること、大略おほ斯ごとくの如ごとし。六むく

四六四

年正月叙従四位下時年卅四公従少時貴重三宝貪聽

ね年正月ねに、従じゆ四位下あに叙じよす。時ときに年卅とし四そ公あ従ま少時ま貴重ま三宝貪ま聽り重おもみし、

四六五

妙法願求仏果終食之間不敢有忘雖有公務常礼精

妙法を貪り聴く。仏果を願ひ求めて、食を終ふる間も、敢て忘ること有らず。  
公の務有りと雖も、常に精

四六六

舍忽入一寺々内荒涼堂宇頽落房廊空静顧問国

舍を礼ふ。忽ちに一寺に入るに、寺の内荒涼れたり。堂宇は頽れ落ち、房廊は空しく静かなり。顧みて国

四六七

人々々答曰寺檀越等統領寺家財物田園不令僧尼勾当

人に問ふに、国人答へて曰はく、「寺の檀越ら、寺家の財物田園を統へ領め、僧尼をして勾当せしめず、

四六八

不得自由所以有此損壞非独此寺余亦皆然公以為如来

自由を得しめず。所以に此く損はれ壞ること有り。独り此の寺のみに非ずして、余もまた皆然なり」といふ。公、以為へらく、「如来

四六九

出世演説諸法教化衆生令樹善業其教深如從天竺二国

出世して、諸法を演説し、衆生を教化して、善業を樹てしむ。其の教深妙にして、天竺二国より、

流転震檀延及此地得其門者出離蓋纏失其路者輪迴

震檀しんたんを流転めぐりて、此地ここに延及いたりぬ。其その門かどを得る者ひとは、蓋纏がいてんを出離しゆつりし、其その路みちを失うしなふ者は、生死しやうじを

四七一

生死何肯白衣檀越輒統僧物不供法侶損壞精舍此非

輪迴りんゑす。何なにぞ肯あへて白衣びやくえの檀越だんをち、輒たやすく僧物ほふしのものを統すべむ。法侶ほふりよに供そなへずして、精舍てらを損そこなひ壞こつことは、此これ

四七二

所以益国家之福田損衆生之惡業也仍奏曰臣幸浴大

国家こくにの福田ふくてんを益ますす所以ゆゑに非あらず。衆生しゆじやうを損そこなふ惡業あくゑいなり」とおもへり。仍よりて奏まをし曰いはく、「臣やつかれ、幸さいに大おほきななる

四七三

化奇守一国因公事而巡民間就余隙而礼精舍部内人民

化みめぐみに浴よくし、奇よりて一國いっこくを守つかまへる。公事おほやけに因よりて民たみの間あひだを巡めぐり、余隙いとまに就つきて精舍てを礼をがむ。部こほりの内うちの人民たみ、

四七四

不知因果檀越子孫不懼罪業統領僧物專養妻子僧

因果いんぐわを知らしず、檀越だんをちの子孫うみのこ、罪業ざいごふを懼おそりず、僧物ほふしのものを統すべ領をさめて、専まら妻め子を養やしなふ。僧ほふし

四七五

尼空載名於寺籍分散餽口於村里未嘗修理寺家破

尼空しく名を寺籍に載せ、分散れて口を村里に餉す。嘗より寺家の破壊るるを修理めず。

四七六

壞但能致有牛馬蹋損此非所以国家度僧尼演仏化也

但、能く牛馬蹋み損ふこと有るに致る。此れ国家の僧尼を度し仏化を演ぶる所以に非ず。

四七七

若非糺拳恐滅正法伏請明裁勅曰崇飾法蔵肅敬為

若し糺し拳ぐること非ずは、恐らくは正法を滅さむ。伏して明けき裁を請ふ」といふ。勅して曰はく、「法蔵を崇め飾るは、肅み敬ふことを

四七八

本条嘗仏廟清淨為先今聞諸国寺多不如法或草堂

本とし、仏廟を修め嘗るは、清淨きことを先とす。今聞く、「諸国の寺、多く法の如くあらず。或は草堂

四七九

始鬭争求題額幡幢纒施即訴田園或房舎不修牛

始め鬭ぎ、争ひて題額を求め、幡幢纒かに施して即ち田園を訴ふ。或は房舎修めずして、牛

四八〇

馬蹋損門庭荒涼荆棘旅生遂使売无上尊像永蒙塵

馬蹋み損ひ、庭荒涼れて、荆棘旅なり生ふ。遂に无上の尊き像をして永く塵挨

を蒙らしめ、

四八一

挨甚深法蔵不免風雨多歷年代絶無称成指事而論極

甚深じむじむの法蔵ほふんぞうをして風雨かぜあめを免れしめず、多く年代おほとしを歴ふれども、絶たえて構つくり成なすこと無し。事ことを指しして論あげひ、極きはめて

四八二

違崇敬宜諸国兼弁数寺合成一区庶幾同力共造更

崇敬あやまひに違たがへり。諸国くわくくわく、数寺すうじを兼かね弁ためて、一区ひつくりに合あせ成なすべし。庶幾こひねがはくは、力ちからを同おなじくして共ともに造つくり、更さらに

四八三

興類法明告国師衆僧及檀越等具脩部内寺家便宜

類すたれたる法のりを興おこすべし。明あきかに告つぐ、国師こくし・衆も僧そうと檀越だんをちらと、部くわいの内うちの寺家てらの便宜べんぎ并あせて財物さいぶつを具そなへ脩おこめ、

四八四

并財物付使奏上待後進止從此已後国人怕罪不敢浸

使つかひに付つけて奏まをしあげ、後のちの進止しんしを待まて、此これより已のち後ち、国くわい人にん罪つみを怕おそりて、敢あへて

四八五

用寺家之物也孔氏所言君子之徳如風者其在於茲乎於是因

寺家てらの物ものを浸まし用もちゐず。孔氏こうし、「君子くんしの徳とくは風かぜの如ごとし」と言いへるは、其それ茲これに在あるか。是こゝに、

按行至坂田郡寓目山川曰吾欲上伊福山頂瞻望土人曰入此山  
 按行に因りて、坂田郡に至り、目を山川に寓めて曰はく、「吾、伊福山の頂に  
 上りて瞻望まむと欲ふ」といふ。土人曰さく、「此の山に入れば、

疾風雷雨雲霧晦暝群蜂飛蟄昔倭武皇子調伏東

疾く風ふき雷なり雨ふり、雲霧晦暝くして、群れたる蜂飛び蟄す。昔、倭武皇  
 子、東

国麤悪鬼神歸到此界仍即登也登欲半為神所害變

国の麤悪ぶる鬼神を調伏へて、此の界に歸り到り、仍て即ち登りたまひき。登  
 ること半ならむとするに、神の為に害されて、

為白鳥飛空而去也公曰吾従少至今不敢輕慢鬼神々々

白鳥と變為り、空を飛びて去りたまひき」とまをす。公曰はく、「吾、少きとき  
 より今に至るまで、敢へて鬼神を輕慢らず。鬼神

若有知者豈其害我若无知者安能害人即滲洗清齋

若し知ること有らば、豈其れ我を害さむや。若し知ること無くは、安にぞ能く人  
 を害さむ」といふ。即ち滲き洗ひ清め齋へて、

率五六人披蒙龍而發行將至頂之間忽有兩蜂飛來欲

五 六人を率て、蒙龍を披きて登る。行きて頂に至らむとする間に、忽ちに  
兩 蜂有りて、飛び来りて

四九二

蟄公揚袂而掃隨手退歸從者皆曰德行感神敢無被

蟄さむとす。公、袂を揚げて掃ふに、手に隨ひて退き歸りぬ。從者皆曰はく、  
「德行神を感かして、敢へて

四九三

害者終日優遊徘徊聽望風雨共靜天氣清晴此公勢

害はるること無し」といふ。終日優遊し、徘徊み瞻望むに、風雨共に靜まり、天  
氣清く晴れたり。此れ公が勢

四九四

力之所致也後就余閑詣滋賀山寺礼尊容而發願刻身

力の致す所なり。後に余閑に就きて、滋賀山寺に詣り、尊容を礼みて發願し、身  
心を刻みて、

四九五

心而懺罪受戒長齊令造神劍付使進之帝大悅勅曰朕

懺罪す。受戒長齊して、神しき劍を造らしめ、使に付けて進る。帝、大きに悦び  
勅して曰はく、「朕

四九六

聞劍者君子武備所以衛身朕心間者動息不安精神如失

聞く、『剣は君子の武備にして身を衛る所以なり』。朕間者動息安くあらず。精神失ふが如し。

四九七

得此神剣夜眠極穩此誠近江国守武知麻呂所献神剣衛

此の神しき剣を得つれば、夜の眠極めて穩にあり。此れ誠に近江国守武知

麻呂が献れる神しき剣の、

四九八

身之驗矣先哲有言曰徳無不報言无不酬宜給田十町以報

身を衛る驗なり。先哲言ふこと有りて曰はく、『徳として報いられぬこと無く、言として酬いられること無し』といふ。田十町を給ひて、

四九九

忠効公施政公平嘉声日益故至八年正月叙従四位上於是国

忠効に報ゆべし」とのたまふ。公、施政公平にして、嘉き声日に益す。故、八年正月に至りて、従四位上に叙す。是に、国の

五〇〇

中省事百姓多閑公欽仰無為之道咀嚼虚玄之味優遊

中省事かれ、百姓多きに閑かなり。公、無為の道を欽び仰ぎて、虚玄の味を咀嚼み嚼ふ。優遊

五〇一

自足託心物外遂登比叡山淹留弥日爰栽柳樹一株謂従者

自足して、心を物の外に託く。遂に比叡山に登り、淹留りて日を弥る。爰に、柳



樹一株も栽ゑ、從者

五〇二

曰嗟乎君等令後人知吾遊息之処焉此年左京人得瑞龜  
に謂りて曰はく、「嗟乎、君ら、後の人をして吾が遊ぶ息ふ処を知らしめむ」と  
いふ。此の年に、左京の人、瑞しき龜を得たり。

五〇三

改和銅八年為靈龜元年公嘗夢遇一奇人容貌非常語

和銅八年を改めて、靈龜元年とす。公、嘗夢に一の奇しき人に遇ひき。容貌  
に非ず。語りて

五〇四

曰公愛慕仏法人神共知幸為吾造寺助濟吾願吾因宿業

曰ひたまはく、「公、仏法を愛で慕ふこと、人と神と共に知れり。幸まくは、  
吾が為に寺を造りて、吾が願ひを助け濟へ。吾宿業に因りて、

五〇五

為神固久今欲歸依仏道修行福業不得因縁故来告之

神となりて固に久し。今、仏道に歸依し、福業を修行せむと欲へども、因縁を  
得ず。故、來りて告げたり」といひたまふ。

五〇六

公疑是氣比神欲答不能而覺也仍祈曰神人道別隱顯不

公、是は氣比神ならむかと疑ひ、答へむと欲へども能はずして覺む。仍りて祈み  
曰さく、「人と神と道別にして、隠りたると顯はれたると同じくあらず。

五〇七

同未知昨夜夢中奇人は誰者神若爾驗必為樹寺於是神

昨夜の夢の中の奇しき人、是誰者か知らず。神若し驗を示さば、必ず為に寺を樹てむ」とまをす。是に、神

五〇八

取優婆塞久米勝足置高木末因称其驗公乃知寔遂

優婆塞久米勝足を取りて、高き木末に置き、因りてその驗と称ひたまふ。公乃ち寔なりと知りて、遂に

五〇九

樹一寺今在越前国神宮寺是也靈龜二年十月徵為

一寺を樹てき。今、越前国にある神宮寺是なり。靈龜二年十月に、徵されて

五一〇

式部大輔養老二年九月徙為卿式部者天下考選之

式部大輔となる。養老二年九月に、徙りて卿となる。式部は、天下の考選の

五一一

所輻湊群公百僚之所儀形也公力用公正綜管選事考

輻湊る所にして、群公・百僚の儀形とする所なり。公、力めて公正を用ゐて、選の事を綜べ管り、

五一一

迹功能審知殿最由其称否察其黜陟由是国郡考文

機能を考へ迹ねて、審かに殿最を知り、其の称ふや否やに由りて、その黜陟を察む。是に由りて国・郡の考文、

五三三

姦濫永絶三年正月叙正四位下於是儲后始加元服血氣漸壮

姦濫永く絶えたり。三年正月に、正四位下に叙す。是に、儲后始めて元服を加へたまひ、血氣漸く壮なり。

五三四

師傅之重其人為善故其七月拜為東宮傅公出入春宮

師傅の重きは、其れ人を善と為すことなり。故、其の七月に、拜されて東宮傅となる。公、春宮に出で入りて、

五五五

贊衛副君勸之以文学匡之以淳風太子爰廢田獮之遊

副君を賛け衛り、勸むるに文学を以てし、匡すに淳風を以てす。太子、爰に田獮の遊を廢め、

五五六

終趣文教之善由是即位已後常施善政矜愍百姓崇

終に文教の善に趣きたまふ。是に由りて、即位きたまひて已後、常に善き政を施して、百姓を矜み愍び、

五五七

重仏法也五年正月叙従三位遷中納言其九月兼造宮

仏法を崇め重びたまふ。五年正月に、従三位に叙し、中納言に遷る。其の九月

に、造管つくへい

五一八

卿時年卅二公将工匠等案行宮内仍旧改作由是宮室  
卿を兼ねぬ。時に年卅二なり。公、工匠らを將て、宮の内を案行し、旧に仍りて改め作る。是に由りて、宮室

五一九

嚴麗人知帝尊神龜元年二年叙正三位知造宮事如故五  
嚴しく麗し。人、帝の尊きことを知りぬ。神龜元年二年に、正三位に叙す。造宮事を知ること、故の如し。五

五二〇

年七月遷播磨守兼按察使六年遷大納言公為人温雅  
年七月に、播磨守に遷り、按察使を兼ね。六年に、大納言に遷る。公、為人温雅にして、

五二二

備於諸事既為喉舌贊揚帝猷出則奉乘輿入則掌枢機  
諸事も事を備へたり。既に喉舌となりて、帝の猷を贊め揚ぐ。出でたまへば乘輿に奉り、入りたまへば枢機を掌る。

五二二

至有朝議持平合和朝廷上下安静国無怨讟当是時舍人  
朝議あるに至りては、平かなることを持ちて和ふことを合る。朝廷、上下安静にして、国に怨讟なし。是時に當りて、舍人

親王知太政官事新田部親王知惣管事二弟北卿知機

親王は知太政官事、新田部親王は知惣管事、二弟北卿は知機

要事其間参議高卿有中納言丹比県守三弟式部卿

要事とあり。其の間、参議の高卿には、中納言丹比県守、三弟式部卿

宇合四弟兵部卿麻呂大蔵卿鈴鹿王左大弁葛木王

宇合、四弟兵部卿麻呂、大蔵卿鈴鹿王、左大弁葛木王あり。

風流侍従有六人部王長田王門部王狭井王桜井王石川

風流の侍従には、六人部王・長田王・門部王・狭井王・桜井王・石川

朝臣君子阿倍朝臣安麻呂置始工等十余人宿儒有守部

朝臣君子・阿倍朝臣安麻呂・置始工ら十余人あり。宿儒には、守部

連大隅越智真広江肖奈行文箭集宿禰虫麻呂塩屋

連大隅・越智直広江・肖奈行文・箭集宿禰虫麻呂・塩屋

連吉麻呂檜原造東人等文雅有紀朝臣清人山田史御方

むらじえまる なたはらのみやつこあつまひて  
連吉麻呂・檜原 造 東人らあり。文雅には、紀朝臣清人・山田史御方・

五三〇

葛井連広成高丘連河内百斉公倭麻呂大倭忌寸小東人等

むらじえまるじひろなり たがをかのむらじかふち くだらのきみやまとまろ おほやまくのいみきをあつまひて  
葛井連広成・高丘連河内・百斉公倭麻呂・大倭忌寸小東人らあり。

五三一

方士有吉田連宜御立連呉明城上連真立張福子等陰

ほうし には、 きたたのむらじごうし みたちのむらじごうし きのへのむらじきたて ちやうふくし  
方士には、吉田連 宜・御立連呉明・城 上連真立・張福子らあり。陰

五三二

陽有津守連通余真人王仲文大津連首谷那康受等曆

やう には、 つものむらじとほろ よのま ひと わつものちうもん おほつものむらじおびと こくな かうじゆ  
陽には、津守連 通・余真人・王仲文・大津連 首・谷那康受らあり。曆

五三三

算有山口忌寸田主志紀連大道私郡石村志斐連三田次等呪禁

ざん には、 やまぐちのいみきた めし しきのむらじおほぢ きみきへのいはむらじ しひのむらじみ たすま  
算には、山口忌寸田主・志紀連大道・私 石村・志斐連三田次らあり。呪禁に

は、

五三四

有余仁軍韓国連広足等僧綱有少僧都神叡律師道茲

よのにんぐん からへのむらじひろたり そつかう せうじゆ じんえ りちし だうじ  
余仁軍・韓国連 広足らあり。僧綱には、少僧都神叡・律師道茲あり。

五三五

並順天休命共補時政由是国家殷賑倉庫盈溢天下太平

なむら におほみやひて したが とも とも ますしいて たす くれ におよ くにまさか にかきは くら  
並びに天休命に順ひて、共に時の政 を補く。是に由りて、国家殷え賑ひ、倉

庫盈ち溢れたり。天下大平にして、

五三六

街襪作之上朱紫輝々弈々鞍乗駱々紛々囹圄幽寂喜石  
街襪の上には、朱紫輝々弈々き、鞍乗駱々紛々る。囹圄は幽寂にして、嘉石に  
は

五三七

蒼生仍嘗飾京邑及諸駅家許人瓦屋楮聖渥飾至于季秋  
蒼生したり。仍りて京邑と諸の駅家とを嘗み飾り、人に瓦屋と楮聖の渥き  
飾りとを許す。季秋に至れば、

五三八

每与文人才子集習宜之別業申文会也時之学者競欲預坐  
毎に文人才子と、習宜の別業に集ひて、文の会を申ぬ。時の学者、競ひて坐到預  
らむと欲ふ。

五三九

名曰龍門点額也天平三年九月兼筑紫大宰帥筑紫是  
名けて龍門点額と曰ふ。天平三年九月に、筑紫の大宰帥を兼ね。筑紫は是れ

五四〇

国家要害之地縁海防賊之府也公秉其大綱屢施寛政身  
国家の要害の地にして、海に縁りて賊を防ぐ府なり。公、其の大綱を乗りて、屢  
寛かなる政を施す。身は

雖在帝闕人望同來蘇於是帝春秋大富視事不怠心在  
帝闕ていくゑつにありといへども、人望じんぼうは來蘇らいそに同じ。是にこゝ、帝みかど、春秋しゅんしゅう大きに富み、事視ことみそなほ  
すこと怠りたまはず。心こころには

仁愛志務善政台鼎之任未有其人以公行甚整備含章可貞叙從  
仁愛じんあいありて、志しは善よき政まつりごとを務つとむるにあり。台鼎たいていの任にむに、其その人ひとあらず。公こう  
の行おこなひ甚はなはだ整ととのひ備そなり、章じやうをあひて貞ただしめに可かなへるを以もちて、從じゆ

二位陟為右大臣是年天平六年也時年五十五公居詮衝終日乾々鎮  
二位にふに叙じよし、陟うつして右大臣うだいじんとしたまふ。是この年とし、天平六年てんひやうろくねんなり。時ときに年五十  
五いっなり。公こう、詮衝せんかうに居をりては、終日ひねもすけんけん乾々として、国家くにを鎮安しづめ、

安国家存恤黎庶爵位雖尊節操愈謙分家所有収瞻  
黎庶あほみたらを存恤めぐむ。爵位じやくゐ尊うしといへども、節操せつそう愈いよ謙へる。家いへに有たもてるものを分わか  
て、貧びん・孤こを収あめ瞻まり、

貧孤散系綿等常施三宝屢省朝政恒懼闕治公家之事知无  
系いと・綿わたらを散あかちて、常つねに三寶さんぼうに施あづかす。屢しばしば朝政ちやうせいを省かへりみて、恒つねに治ち闕あぐるを懼おそ  
る。公家おほみけの事こと、知しりて為なさぬことなく、



不為恩沢之令聞无不施由是天災弥滅鬼神不譴百姓家給人足朝  
おめぐみ のり き ほこ 是に由りて、天災弥よ滅え、鬼神譴らず。百  
みだから いへそな ひとた みか 姓、家給はり人足りて、朝

五四七

庭垂拱无為至九年七月遘疾弥留朝廷惜之其廿四日皇后親臨称  
ど たむた な 庭垂拱きて為すことなし。九年七月に至りて、疾に遘ひて弥よ留し。朝廷惜みた  
くねんのふみつぎ いた やまひ あ いよ みかどをし  
まふ。其の廿 四日に、皇后親ら臨みて、  
そ はつかあまりよ か くわごころみつか のそ

五四八

勅問患叙正一位徙為左大臣其翌日薨于左京私第春秋五十有八  
みことのり のたま やまひ と 正一位に叙し、徙して左大臣とすたまふ。其の  
あくるひ さきやうつ いへ みまか とし うじつあまりやつ  
翌日に、左京の私第に薨りぬ。春秋五十有八なり。

五四九

矣帝聞公薨永慟于懷輟朝三日遂給羽葆鼓吹八月五日火葬于  
てい こう みまか 帝、公の薨ることを聞しめして、永く懷を働めたまふ。朝を輟むこと三日、遂  
うほう こすい たま はつきのいつか  
に羽葆・鼓吹を給はりぬ。八月五日に、

五五〇

佐保山礼也公有嫡夫人阿倍大臣外孫育子二人其長子曰豊成  
さほのやま くわひつ 佐保山に火葬しき。礼なり。公に嫡夫人あり、阿倍大臣の外孫なり。子二人を育  
あへのだいじん ぐわいそん こふたり やしな  
ふ。其の長子を豊成と曰ひ、

五五一

其弟曰仲満使学博士門下屢奉絹帛勞遺其師由此

其の弟を仲満と曰ふ。博士の門下に学ばしめ、屢 絹帛を奉りて、其の師に勞ひ遣る。此に由りて、

五五二

二子皆有才学名聞蓋衆豊成仕至左大臣爵入正二位  
ふたりこ みなさいがく  
二の子、皆才学ありて、名聞衆を蓋ひたり。豊成仕へて左大臣に至り、爵は正  
つにみ 二位に入る。

五五三

後坐变事知而不奏降为大宰員外帥仲満改名曰押  
のち へんじし  
後に、变事知りて奏さぬことに坐りて、降されて大宰員外帥となる。仲満は名  
あらた おし  
を改めて押

五五四

勝仕至大師爵入従一位為帝羽翼鎮撫天下賛曰 積善  
かつ い  
勝と曰ふ。仕へて大師に至り、爵は従一位に入る。帝の羽翼として、天下を鎮め  
な 撫づ。賛に曰く、「積善  
さん いは せきぜん

五五五

之後 余慶鬱郁 冠蓋相尋 翼賛輦轂 孫々子々  
のち 余慶鬱郁なり。冠蓋相尋きて、輦轂を翼賛け、孫々子々、  
のち よ けいさかり ぐわんがいあひつ せんこく たす ぞんぞんし

五五六

恒為耳目 上安下泰 鬼神和睦 乃国乃家 爰劳爰戮  
つね 恒に耳目となる。上安に下泰にして、鬼神和ぎ睦ぶ。乃ち国乃ち家、爰に勞  
かみやすらか しもたひらか にくあしやほむ むつ すなはくすなは いへ ここ つと  
め爰に戮す。

忠貞籍甚 其人如玉

忠貞ちつていの籍甚せきじむありて、其その人玉ひとたまの如ごとし」といふ。